3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあっては、次項第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二～一の四　（略）

一の五　特定信用事業電子決済等代行業（法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

一の六～十五　（略）

4　法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二～十六　（略）

十七　主として法第八十七条の二第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二　主として法第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十七の三～二十三　（略）

二十四　財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第八十七条の二第二項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十五～二十八　（略）

3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の四第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する信用事業に限り、組合にあっては、次項第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二～一の四　（略）

一の五　特定信用事業電子決済等代行業（法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

一の六～十五　（略）

4　法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

一　法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会の業務（法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

一の二～十六　（略）

十七　主として法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次号及び第四十四条第一項第七号において同じ。）に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七の二　主として法第八十七条の三第一項に規定する子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十七の三～二十三　（略）

二十四　財産の管理に関する業務（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等（法第八十七条の三第二項第六号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

二十五～二十八　（略）